

【規制基準について】

1. 特定工場等において発生する騒音に係る規制基準

単位：[dB]

時間の区分		午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 11 時まで	午後 11 時から 翌日の午前 6 時まで
区域の 区分	第 1 種区域 	50 以下	45 以下	45 以下
	第 2 種区域 	60 以下	50 以下	50 以下
	第 3 種区域 	65 以下	65 以下	55 以下
	第 4 種区域 	70 以下	70 以下	65 以下

※ 単位 dB（デシベル）とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位

※ 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

2. 特定工場等において発生する振動に係る規制基準

単位：[dB]

時間の区分		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
区域の 区分	第 1 種区域 	60 以下	55 以下
	第 2 種区域 	65 以下	60 以下

※ 単位 dB（デシベル）とは、計量法に定める音圧レベルの計量単位

※ 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における振動の大きさをいう。